

令和7年度 <呉中央小のきまり>

～みんなが安全に楽しく学校生活を送るために、みんなで守るルールやマナーです～

とうげこう 登下校

- 決められた通学路を通して登下校しましょう。
- 学校は8時20分に始まります。間に合うように登校しましょう。
- 登校は早くても7時45分ごろからにしましょう。
- 地域の方や友達、先生に明るく気持ちのよいあいさつをしましょう。
- 登下校は1列または2列になり、建物側に寄って歩きましょう。
- 欠席、遅刻などの連絡は、お家の人から学校に8時15分までに送信してもらいましょう。
- 登下校中には寄り道をしたり、物を食べたり飲んだりしないようにしましょう。

こうない せいかつ 校内の生活

- チャイムの合図など決められた時間を守りましょう。
- 廊下や階段は右側を静かに歩きましょう。校舎内でボールや物を投げません。
- 掃除は、無言で、時間いっぱい、すみずみまできれいにしましょう。
- 職員室に入るときは、学年と組、名前、用事をはっきり言いましょう。

<持ち物・服装>

- 自分の持ち物には、必ず名前を書きましょう。
- 名札は、毎日、見えるところに着けましょう。
- 学校に必要な物を持ってきません。(マンガ・キーホルダー等)
- 学校にお菓子を持ち込んだり食べたりしません。
- 携帯電話・スマートフォンは持ってきません。タブレットの使用は別紙のきまりを守りましょう。
- 忘れ物があっても家に取りに帰らず、先生に相談しましょう。
- 学校生活にふさわしい服装をしましょう。

・ アクセサリーを付けたり、特異な髪型、化粧、爪や髪の染色、髪の脱色をしたりしないようにしましょう。

(※1アクセサリーとは、ピアス、ネックレス、カチューシャ、シュシュ、ミサンガなどを指します。)

・ ズボンやくつのはき方、肌が多く見えない服装など、身だしなみを整えましょう。

・ 手袋やマフラーなどは校舎内では外しましょう。

・ 髪留めは、飾りのないゴムやピンにしましょう。長い髪は、束ねましょう。

・ ハンカチ等を入れるためのポシェットを着ける場合は、肩からかけず、衣服に留められるものにしましょう。

・ 運動しやすい靴を履きましょう。(厚底・ハイカットは適しません。)

- 薬(リップクリーム、ハンドクリームなどを含む)を持ってくるときには、お家の人に連絡してもらいましょう。

- カイロを使う場合は、服に貼ったりポケットに入れたりして出さないようにしましょう。

- 体育でのジャージの着用は、自分の体調を考えて調整しましょう。

やす じかん <休み時間>

- 天気のよい日は、運動場で遊びましょう。運動場では、ボールをけったりバットを使ったりしないで遊びましょう。使った遊具は、きれいに片づけましょう。

- 雨の日は、教室で静かに過ごしましょう。



こうがい せいかつ
校外の生活

がいしゅつ
＜外 出＞

- 3月から10月までは「5時にただいま」、11月から2月までは「4時45分にただいま」を守りましょう。お家の人に「どこで」「だれと」「遊んで」「何時に帰るか」を伝えてから出かけましょう。
- 子どもだけで校区外には行きません。
- 大人のいないお家には、上がりません。
- ゲームセンター、映画館、ショッピングセンターなどには子どもだけで行きません。
- お金を持って遊びに行きません。
- 外出するときは「いかのおすし」を守りましょう。
 - 1 知らない人にはついていかない。
 - 2 声をかけられても車にはのらない。
 - 3 知らない人に連れていかれそうになったらおおごえを出す。
 - 4 声をかけられたり追いかけられたりしたらすぐ逃げる。
 - 5 怖いことにあったり、見たりしたら、すぐ大人に知らせる。

あそ
＜遊び＞

- 危険な遊び（子どもだけの火遊び・川遊び、エアガンなど）はしません。
- 危険な場所（道路・海・山・川や水路・屋上・駐車場など）では遊びません。
- 一輪車やキックボードなどは道路では乗りません。
- お金や物、データ等の交換、貸し借りをしません。

あんぜん
＜安全＞

- 信号をよく見てわたりましょう。横断歩道をわたるときは、信号があってもなくても、いったん止まって左右を確かめてわたりましょう。
- 自転車での外出は3年生の自転車教室でしっかり学んでから乗るようにしましょう。ヘルメットをかぶり、「ブタはしゃべる」の点検をして乗りましょう。
(ブレーキ、タイヤ、はんしゃざい・ライト、車体、ベル)
- 知らない人や分からない問い合わせには、自分や友達の名前や電話番号を教えません。
- スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等は、お家の人と使い方の約束をして使いましょう。

- ◆ 学校のきまりが守れない場合やいじめ・けんか・暴力行為などがあった場合には、保護者に連絡して別室（相談室等）で指導することもあります。

（別紙 呉市立呉中央小学校生徒指導規程：状況に応じて、警察等関係機関と連携することがあります。）

- ◆ 学校のきまりを守らず物を壊した場合は、弁償してもらうこともあります。